

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年3月21日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年2月1日	左京区	浄土寺東田町	—	—	1	平成24年2月1日
	右京区	西院高田町	1	—	—	
平成24年2月2日	北区	平野上八丁柳町	—	—	2	平成24年2月2日
		小山西大野町	—	—	1	
		大北山原谷乾町	—	—	1	
	上京区	東今小路町	—	—	1	
平成24年2月3日	下京区	七条御所ノ内南町	—	—	1	平成24年2月3日
	右京区	西院坤町	—	—	1	
	西京区	川島尻堀町	3	—	—	
		桂池尻町	6	—	—	
		桂朝日町	3	—	—	
		桂市ノ前町	2	—	—	
		桂西滝川町	2	—	—	
		上桂東ノ口町	1	—	—	
		下津林東芝ノ宮町	7	—	—	
平成24年2月7日	北区	西賀茂北川上町	14	—	—	平成24年2月7日
		西賀茂山ノ森町	1	—	—	
		西賀茂大道口町	3	—	—	
		西賀茂南今原町	5	—	—	
	左京区	上高野前田町	4	—	—	
		上高野畑ヶ田町	2	—	—	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年2月7日	左京区	修学院泉殿町	2	—	—	平成24年2月7日
平成24年2月8日	南区	東九条南石田町	2	—	—	平成24年2月8日
		東九条明田町	2	—	—	
		唐橋井園町	1	—	—	
		唐橋門脇町	1	—	—	
	伏見区	石田森東町	—	—	1	
平成24年2月9日	右京区	常盤段ノ上町	—	—	1	平成24年2月9日
平成24年2月10日	中京区	蒔絵屋町	1	—	—	平成24年2月10日
		大倉町	10	—	—	
平成24年2月14日	伏見区	向島善阿弥町	1	—	—	平成24年2月14日
		向島丸町	6	—	—	
		竹田中川原町	9	—	—	
平成24年2月15日	右京区	太秦安井池田町	10	—	—	平成24年2月15日
		太秦安井奥畑町	7	—	—	
		西院上花田町	3	—	—	
平成24年2月16日	中京区	材木町	—	—	1	平成24年2月16日
平成24年2月17日	右京区	梅津南上田町	4	—	—	平成24年2月17日
		梅津西浦町	10	—	—	
	伏見区	竹田中川原町	—	—	2	
平成24年2月20日	左京区	下鴨北茶ノ木町	—	—	1	平成24年2月20日
平成24年2月21日	山科区	御陵三蔵町	10	—	—	平成24年2月21日
		御陵中内町	3	—	—	
	南区	吉祥院前河原町	—	—	1	
平成24年2月22日	左京区	田中門前町	4	—	—	平成24年2月22日
		田中東高原町	8	—	—	
		下鴨芝本町	1	—	—	
	中京区	壬生仙念町	—	—	1	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年2月22日	伏見区	深草堀田町	—	—	1	平成24年2月22日
		深草東伊達町	—	—	1	
平成24年2月24日	中京区	鍋屋町	—	—	2	平成24年2月24日
	右京区	梅津尻溝町	3	—	—	
	西京区	下津林東芝ノ宮町	10	—	—	
		下津林南大般若町	8	—	—	
平成24年2月28日	東山区	泉涌寺雀ヶ森町	—	—	1	平成24年2月28日
	伏見区	下鳥羽前田町	10	—	—	
		北浜町	4	—	—	
		川東町	1	—	—	
平成24年2月29日	南区	西九条南田町	12	—	—	平成24年2月29日

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)